

平成31年1月25日

## 質問及び回答票

事業名：荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業

(質問事項は原文のまま掲載しています。)

ページ	質問事項	回答
要求水準書 P1、第1条 (1)	「具体的仕様及び機器の性能等については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと」とありますが、本水準順書の仕様を満足しない提案は認められないということでしょうか。	原則として認めません。ただし、他機能によって補完され同等以上の性能を有する場合は、内容について評価委員にて判断するため、その旨を記載の上、提案をお願いします。
要求水準書 P2、(4)	「ARIB STD-T86 最新版」とありますが、上記 T86 の仕様が要求水準と解釈してよろしいでしょうか。他方式の提案は認められますでしょうか。	同等以上の性能を有すると判断される場合、他方式での提案も可能となります。
要求水準書 P5、第2条 (1) ①	「J-ALERT送信種別を任意に変更できること」とは、親局からJ-ALERTの設定内容を変更できるという解釈でよろしいでしょうか。	親局からの操作にて J-ALERT の設定内容を変更することは想定しておりません。 J-ALERT の情報種別に変更が生じた場合に、防災情報伝達システムにおいて必要な変更が任意に可能であることを想定します。
要求水準書 P6 (1) ⑨	「設定した重要度に応じた音量レベル、優先度にて情報伝達が可能であること」について、「重要度の設定」は事前に行うのでしょうか。また「優先度」とは、何と比較しての優先度でしょうか。	重要度の設定については、事前及び発信時どちらでも構いません。また、優先度につきましては、定時放送などと比較し、住民の避難行動など人命に係る情報を優先することを想定しております。
要求水準書 P7 (4) 5	「屋外拡声子局の機器遠隔監視機能により収集する情報に対し、警告レベルに達した情報を、操作端末の画面にポップアップ表示することが可能であること」について、「収集する情報」とはテレメータを想定されていますでしょうか。	テレメータは想定しておりません。 要求水準書 (P7、(4)) ①機器遠隔監視機能において異常発生時の情報収集を想定しております。

ページ	質問事項	回答
要求水準書 P8 (6) ②	「親局設備等において、スマートフォンアプリへ向けた放送内容の到達状況確認が可能であること」について、「到達状況の確認」も 5000 ライセンス数を想定してよろしいでしょうか。	5,000 ライセンスでの想定となります。
要求水準書 P10 3 (2)	「バッテリー残量等の動作状況情報を親局設備等へ通知することが可能であること」とありますが、使用中にバッテリーの残量把握は困難であることから、低下時にアラーム情報を上げることでよろしいでしょうか。	構いません。屋外拡声子局における異常が親局設備等にて、把握が可能であることを想定しております。
要求水準書 P10 4 (1)	「親局設備等から通常放送機能により配信される音声情報の受信・確認が可能であること」とは、受信時に親局に確認結果を通知するということでしょうか。	親局設備等から通常放送機能により配信される音声情報を受信した端末にて受信者が確認可能であることを想定しております。
要求水準書 P10 4 (2)	「親局設備等から配信される緊急速報メールについて、受信・確認が可能であること」とは、受信時に親局に確認結果を通知するということでしょうか。	親局設備等から配信される緊急速報メール情報を受信した端末にて受信者が確認可能であることを想定しております。
要求水準書 P10 4 (2)	「親局設備等から J-ALERT 連携放送による配信される音声情報の受信・確認が可能であること」とは、受信時に親局に確認結果を通知するということでしょうか。	親局設備等から J-ALERT 連携放送による配信される音声情報を受信した端末にて受信者が確認可能であることを想定しております。
実施要領 P.5	6 提案書等及び参加資格要件確認書類について (1) 提案書等の提出【提案書等】 ②～⑤技術提案書の項目に「事業者名は正本のみに記載すること。」との記載がありますが、副本については表紙のみでなく、本文についても事業者名を記載してはならないという解釈でしょうか。	副本につきましては、表紙だけでなく本文についても事業者名の記載はご遠慮ください。

ページ	質問事項	回答
実施要領 P.9	<p>7 審査選考方法  (2) 二次審査（プレゼンテーション）ア ④出席者  出席者が4名以内との記載がありますが、4名以内であれば採用する機器製造者の技術者を出席させることは可能でしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションにおいて、機器等の説明に機器製造者の技術者が必要な場合、出席可能です。</p>
要求水準書 P.6	<p>第3章 各種要求水準  第2条 防災情報伝達システム  1 親局設備（1）情報配信機能  ⑤ 既設ホームページとの連携との記載がありますが、連携費用の積算を行うため、接続インターフェースの開示、又はホームページ納入業者（ご担当、連絡先等）をご教示願います。</p>	<p>ホームページ管理事業者を以下のとおり掲載し、回答とさせていただきます。  【事業者名】株式会社 DAZZ - STYLE  【所在地】熊本県宇城市松橋町両仲間 65-1  【電話番号】0964-33-1031  【担当者】上月（こうづき）</p>
要求水準書 P.6	<p>第3章 各種要求水準  第2条 防災情報伝達システム  1 親局設備（1）情報配信機能  ⑥ 既設登録制メールとの連携との記載がありますが、連携費用の積算を行うため、接続インターフェースの開示、又はホームページ納入業者（ご担当、連絡先等）をご教示願います。</p>	<p>既設登録制メールのシステムにつきましては、ホームページとの関連はございませんので、当該システムのサービス提供事業者を掲載し、回答とさせていただきます。  【事業者名】株式会社有明ねっとこむ  【所在地】福岡県大牟田市不知火町一丁目3番地の10  【電話番号】0944-55-7331</p>
要求水準書 P.10	<p>第3章 各種要求水準  第2条 防災情報伝達システム  4 屋内受信端末（2）緊急速報メール受信機能  親局設備等から配信される緊急速報メールについて、受信・確認が可能であること。との記載がありますが、緊急速報メール、及びエリアメールを直接受信するために、端末毎にキャリアと契約するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には親局設備等からの配信を想定しておりますが、直接受信するために、端末毎にキャリアと契約することも可能です。なお、キャリアとの契約に際し、必要となるコストにつきましては実施要領6(1)④に基づき提出をお願いします。</p>

